

國第
十
回
參議院文部委員會會議錄第二十四号

昭和二十六年三月二十二日(木曜日)午前十一時三十九分開会

○教育職員免許法の一部を改正する法 　　本日の会議に付した事件

律案(内閣提出)

- 宗教法人法案(内閣提出)

○委員長(堀越儀郎君) それでは本日

の会議をこれより開きます。

改正する法律案、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案、この二案

を一括して上程いたします。二案関連いたしておりますので、主として教育

職員免許法の一部を改正する法律案を審議に上せまするが、同時に施行法の

一部を改正する法律案も並行して審議するという考え方で、まずは懸念的な質

間をいたしまして、次に逐條に入りた
、三月、三十六、希望でありますか

いと思ひますか 簡單でありますから、総括質問及び逐條を同時にやり

になつても結構でありますか、順次質疑を始めます。先ず免許法の一部を改

正する法律案を中心にして質疑を始めます。総括がなければ逐條に移ります

が……。

部を改正する法律案のうちで御質問申上げ一、のは附則第七項に付で二点ハ

「いたいのは附員第十四チレーニなどは
ますが、この点について若干お尋ねし
まつて、第一、二、三の如きに就てお尋ねいた

たいと思ひます。それは第七項において
まして、臨時免許状については、当分の間、都道府県の教育委員会規則又は

都道府県規則でその有効期間を二年にすることができる。中のほうは省きましたが、即ちこの措置はいわば非常に実情に即した適切な措置である。かように考えておるわけでございますが、併しこれを現状いろいろの実情を見ますると、特に北海道、或いは鹿児島県等におきましてはなかなか教員に志願する者が少なくて、その採用に困つておるような実情であります。殆んど大部分が臨時免許状を持つておる程度のかたが多いようですございます。これは一、二年では容易に解消しないのではないかといふふうに考えておるわけでございまして、多少こういう特殊な地域、特に教職員の得られにくいそういう特殊な地域においては、この二年を更に多少期間を緩和するというような措置をとらねどもこの趣旨には反しないし、むしろ趣旨に副うゆえんでないかといふふうに考えておるわけなんですが、そういう点について、文部省のほうでは私もどもの質問しておる趣旨についてどういうふうにお考え下さるか、御答弁を願いたいと思ひます。

の需給状況を勘案いたしまして、臨時免許状を発行する。そうしてそのときには、適宜な処置をとるようにあります。只今お話をのように、現在府県の状況を見ますると、相当この臨時免許状を有する者に頼らなければならぬい実情であるでございまして、まあ全体として一七・九%というようなペーセンテージにも上つておるわけでございます。で、この問題につきましては、一面お話のよくな実情に即応しつつ便宜な措置を講ずるという観点からも考えなければならないのであります。又他面の免許法を設けました本旨と申しますか、教員の実質向上といふ観点からも考えて参らなければなりません。そういうような両観点からこれを考えました場合に、余りにこの臨時免許状授與の期間を長くいたしますると、ともすれば易きに付くと申しますが、優秀な教員の充実といふようない点よりもむしろ臨時免許状所有者を以て当面を糊塗するという傾向が付きましては、免許法制定の趣旨に反することであり、又ときどく耳にいたしますが、とかく新らしい教育養成部の卒業者すらも就職に困難だというような、却つて逆面を呈するような状況もございますので、一応この案といたしましては、二年といたしまして、そのときごくの充実工合を勘案いたしましてこの臨時免許状は新らしく再発行することもできるのでござりまするから、この程度にいたしま

○荒木正三郎君 只今の御説明は私も了解するところでございますが、併し教員の需給関係はは相当地方において差違があると思うのです。所によつては新らしい学芸大学を卒業する者すら採用しにくいというような所もありますし、又所によつては全然それでは足りないで、多数の臨時免許状を與えた者を採用しなければならない、こういうような実情にもありますので、多少こういう点を勘案して、そうしてそういう困難な事情にある所ではこの期限を延長するというような措置もこの趣旨に反していいないと、そういうふうにまあ我々は考えているわけなんですね。勿論できるだけ早く有資格者を以て充てるということは私どもも望んでおるところではありますけれども、今日の経済事情、その他の事情においてなかなか／＼そういう希望通りには実現しないといふような現状にある点から見て、これには多少のゆとりを持たず必要があるというふうに考えておるわけなんです。そういう点について特別にこの第七項の趣旨がそういうところにあるのではないかと私は考えておるのですが……。

につきましては将来教育学部の定員を増強するとか、或いは現地の養成施設をその地方の人々と御協力の上で設けて行くというような点に努めるのが第一であろうと考えております。それにつきましては、極力努力いたす考え方であるわけでござります。で、お詫のようないる地域につきましては、多少或る程度の緩和でもなお厳しいというような向きもあるうかと思ひます。けれども、当分いたしまして、特殊の地域のみを考慮いたしまして規定いたしますことをも困難でもあり、又二〇一年以上いたしますれば、その間において多少そうした事務処理なり、或いは又将来免許状再発行についての準備なり、養成施設の充実なり、ゆとりもあることだと考えまして、こうした原案を提出いたした次第でござります。

三十七

1

バーセンテージでは四八・一%というふうな状態になつておるのであります。これらに關しましては今お話をありました通り、教員の臨時養成とか、学、或いは教育委員会のほうでも相当考えておりますけれども、併しこれは早急になか／＼解決ができない。その問題を解決して行くためには、やはり今の臨時免許状というような方面に対しての二ヵ年というのに加えまして、何か一つ特殊なそういう地域に対する方法を勘案するということが私は急務でないかと考えるのであります。その辺についての文部省當局の御所見を伺いたいと思います。

たしまして、その間におきましたて事務上の配慮も北海道厅に頼う。又臨時養成というような点についても努力する。ここで一年延長いたしましたゆとりの間ににおいて、そうした点について万全の策を講じて参考のが差当つての考え方だと、こういうようなことでこういう案を提出いたしたわけでござります。

○若木勝藏君 御趣旨はよくわかりますが、更にそれに急場を救うというふうな建前から北海道あたりについては……或いは北海道ばかりでなしにまだ他にもあるだらうと思ひますが、特別の措置を講ずるといふうな文部省の御意図があれば伺いたいと、こう考えます。

○政府委員(稻田清助君) 或る地域につきまして特別の措置を講ずるということは、事態に即応いたしまする適当な考え方だという点につきましては全く御同感でございます。ただそれを法文に或る地域を指定いたしますることは、非常に困難であるという点も御了承頂きたいと思います。そういう場合に又一般に広くなりますれば、この教育職員免許法の本来の精神がややもすればぼかされて行くという心配を一応持たなければならぬので、我々としてはましてはそういうような点を考慮しまして、こういふお目にかけたような案を立案したような次第でございます。

○高橋道男君 今度の改正によつて免許状を授與される科目に宗教科を取上げられたことは誠に結構なことでございますが、これは私立の学校のみ適用するとということになつておりますが、国立或いは公立の学校に適用されないということは、これは憲法のあの

されておりますが、これは特定の宗教の信仰を強要するような宗教教育という意味であつて、特定の宗教を紹介する、或いは講義するというようなことはむしろそのほうが妥当であるのではないか。單に宗教情操教育、或いは宗教教育と言われましても、形式上の知識を、この宗教はこういうようなものだといふような表面的な知識を供給するだけのものであるならば、私は教育を思つておるのであります。どういふ点をどうお考えになりますか。

普通の場合今行き方といたしましては立てにくいということは御了解頂いたたるだろうと思つております。私立学校につきましては、又そのほかに特殊の私立学校の存立の意義から申しまして、特別に宗教という面を強調いたしまして取出し、特別な教科を立てるといつたわけでござります。それに対応いたしまして、私立学校についてのみこの免許法においては考慮いたしました。○高橋道男君 次にお伺い申上げたいのは、この宗教の科目が加えられるについて、教員の養成機関においてのみこの免許法における欠乏が予想されるのですけれども、そういう点がありますれば、それをおこし願いたいと思います。

て、認定講習会受講者の便宜を図りつゝあるわけでございます。

○木村守之君
科には有資質の如きを
これ以上延すということは、却つて僻
陬地の教職員のいわゆる向上心という
ものを抑えるような恰好になつて、或

いは妥当ではないのではないかとさういうふうな考え方を持つものであります。が、少くとも僻遠地の教職員といふことを考えました場合に、こういうような期限を二年で延長したのですから、その間に少くとも資格の獲得のできるような、或いは通信教育の優先権を與えるとか、或いは特別な僻遠地に対する認定講習の費用も優先的に分配するなど、そういうことを考慮して行くべきではないかと考えるのですが、それに対しても御意見を伺いたい。

に通信教育につきましては、都道府県教育委員会等にもお願ひいたしました
て、そうしたかたぐりに対し優先権を與えておるわけでございます。又認定講習につきましても、都道府県教育委員会が適当に却記賃貢をばしづば、

○高田なほ子君 表中七の三のところ
でちよつと一つ質問したいことがあります
ますが、専訓の教務内容については小学校
でありますましょとも中学校であります
ましょとも大体同じであると考えます
が、教育の本質から考えてそう違う
ことではないのですが、これは
こういふうに中学校に勤務した者が
小学校に勤務している者よりも優先的
な待遇を受けるということになります
と、場合によりましては小学校から中

学校のほうに專訓のかたが流れていつてしまつて、小学校の專訓の質といふものに動搖を來すのではないかと、いうことが一つと、もう一つはこの小学校と中学校的專訓の先生の比率についてお伺いしたい、この二点。

次に七の四のほうについても質問があるのですが、それは今の幼稚教育に対して根本的な考え方というものを立てて頂かなければならぬのでございまが、それについては触れませんが、幼稚園の先生も職員の免許状を受けておる、小学校の職員も同じわけであります。が、やはりこのままに同じ職員であつても小学校に勤めていた人だけに優先的に資格を與えるということになりますと、幼稚園の先生の質といふものが、或いは量といふものがどういうふうに變つて来るか、その動搖がないかということ。それからその小学校と幼稚園の先生の数の比率です、職員の免許状を持つておる者の、それをちょっと伺いたいと思ひます。

それから次にお尋ねの專訓の、ペーパーで
それは仮免に切替えられておりますので、一般的の統計なり報告におきましては我々は仮免として受取つておりますので、どれだけということを詳かにいたさないわけあります。それから次の幼稚園の問題はこれは実際問題として非常に少數な問題だと思つております。お話をのように需給に影響するような問題は起らないと考えております。
○若木勝藏君 もう一つ私伺いたいと
思いますが、認定講習につきましては、前々国会においてもよほど問題で余りなつたのであります。いわゆる予算の裏付がないと、そういうところで全國的に非常な問題をかもして、文部省でも随分苦労されたと思うのです。それが今回五ヵ年間更に延長された、三十六年三月三十一日まで。そういうふうに五ヵ年更に延ばしたという根拠、それについてどれだけの人間が一ヵ年にどういうふうに講習を受けて予算が地方財政に対してもどういうふうに影響を及ぼすか。こういう一つの案が立てられたのですが、それについて伺いたいと思います。

体単位が取得できるかというようなな
画でいたしております。それらの詳細
な単位の計算はお目にかけることがで
きるわけではあります、ここに十年延
長いたしましても別に来年度予算をそ
れだけ少く使わなければならんとは想
えども考へてないのでござります。一處
差当りのところは五ヵ年計画でそれば
けの施設を以て出発いたします。ただ
その間に非常に無理をしてもその計画
に合致させるというようなことがこの
たびの年限延長においてなくて済む、
成るべく早くこういう認定講習によつ
ての切替えは了したいのであります
が、そういうようなわけから行きます
と、ここに法案によりまして十年延長
いたしましても、別にその五ヵ年計画
による計算を変える必要はないかろうと
思つていいのでござります。

す。

午後零時四十三分休憩

午後二時三十五分開会

に引き続き委員会を開会いたします。

宗教法人法案に関する質疑を行ふ
○高橋道男君 我が国においては今まで宗教政策というものが幾たびもとこれまで来ておつたと思うのでありますけれども、私の見るところでは確たる宗教政策と称すべきようなものがないつたように觀察するのでありますから、

1

私は、この日本のようにたくさんの宗教団体がある国においては、その政策を立てるとは非常にむずかしい点があります。国民精神を振興して行く上にその政策を立てるとは非常に重要であり、且つ必要であるように考える立場からお尋ねを申したいと思うのであります。国民精神を振興して行く上に思ふのであります。ところが教育に関する人や士官となるべき大事なものであると思ふのであります。ところが教育に関する人や士官となるべき大事なものであると思ふのであります。ところが教育に関する人や士官となるべき大事なものであると思ふのであります。

しましては、論する人も多くございまして、教育と宗教ということは、そ

の土台となるべき大事なものであると思ふのであります。

し、その関係しておられるかたへの

レベルと申しますか、基準も一応で

き上つて来おりますので、教育の

面については非常な熱意を持つてそ

るが、一方宗教につきましては、私も宗

教に深い関係を持つ一員として見た場

合に、無論中には高識有能の宗教教師

のかたも多いのでありますけれども、

半面においては必ずしもそうじ

やなしに、極論いたしますれば、低俗

なる能力しかないと、うような教師も

又相当地たくさんおるのであります。併

し、その実情の如何にかわらず、宗

教の影響するところは極めて大きいこ

とは今更申すまでもないことでござい

ます。その宗教について正邪曲直とい

うような判断は、これは勿論軽々しく

できるものではありませんけれども、

現在の日本における宗教界を眺めた場

合に、果して今までよいだろうか

どうかということについて私は危惧を

持たされる一員でございます。自分で

深く宗教に關係を持ちながらこういう

ことを言ふことは、甚だ言い過ぎかも

が、その第一は、私はやはり一般民眾

やはり慎重のほうがよいのじやないか

と思つております。宗教自由という原

理から言えば勿論のこと、實際問題と

知れませんけれども、そういう見方を

しておるのであります。これは大臣として、或いはこの政教分離の建前からそういうところへの批判は避けら

れるかも知れませんけれども、若し御見解が伺えれば誠に結構だと思うのであります。その点もお尋ね申して、若

い御見解ならば、現在現状における責任という言葉は当らんかも知れませんが、既成宗教の側に現在に至つてお

るような責があるのか、或いは世間の宗教に対する理解などが薄くてこれを

現状のような状態にしておるのか、或

いは又政策に妥当なるものを得られない

くて、為政者のほうにそういう責があ

るのか、そういう点を先ずお伺いいた

したいと思うのであります。

○國務大臣(天野貞祐君) 私も今の社

会には、非常に如何わしいという言葉

を用いると少し過ぎるかも知れません

が、そういうたび信頼もあるのでない

か、又そういうものが起る危険も非常に

あるのではないか、こう思つております

。そういうものを是正する意味で

宗教に対する信頼方が非常に慎重に過

ぎるようなふうに私は觀察するのであ

ります。例えば宗教法人に対する認証

を與えるとか、或いは認証を與えない

という場合には、次に再審査の請求を

する、なおそれで飽き足らん場合には

訴願をするというような段階をとつて

おる。これは宗教法人を非常に尊重す

る形式だと思うのですけれども、そ

ういうような慎重に過ぎるような態度を

私は感じるのでありますが、これは

一つの見方からすると、成るべく宗教

の立場から触るべきものではないと

思ふのであります。曾つて戰前、戰時

中におきましたは、當局において或る

一つの型を予想されて、お前のほうの

宗教はこういう行き方であつて、どん

なにその宗教團體が自分の主張なり信

條を主張しようとしても、その本

體は認められずに、當局において仮想

された、仮構されたものを基準とし

て、それに當てはめんとするような強

い宗教觸るべからずというような態

度で以て立案されたものであるかどうか

は、これまで考へなければならんといふ

ことがあります。そういうような教義、信條

を當局において型を作つて、それに當

てはめて考へなければならんといふ

ことがあります。そういうような教義、信條

についても、それならその責任がどこにあ

るかと、こういう御質問でござります

時に他の二つの尋ねられた点も、それ

が、その第一は、私はやはり一般民眾

の教養程度が低いことだと思います

。そこに重要な根柢がある。併し同

じて、それが何よりも重要な責任がどこにあ

るかと、これが何よりも重要な責任がどこにあ

ども、政治体から或いは政府からこれは自分たちにはかまつて欲しくない、放つておいてもらつたほうがいいといふような、これも極端に申せば少し思ひ上つたような考え方があるように私は觀察するのでありますけれども、そういう点殊に講和ができたから後はないう更のこと信教は埒がないものである。というような見解、風潮があるよう思ひますけれども、一面から考えますれば、この宗教団体自体がやはり相当多くの国家からの恩典を受けたこそ存続しておるとも考えられますので、その間において考慮の上の矛盾があると思うのであります。が、そういう点については如何考えられますか。

○國務大臣(天野眞祐君) 信教の自由

といつても、これは憲法上の自由、即ち法律の自由なんですが、法律の自由

といふのはいつも無制限な自由とい

うものはあり得ない。だから信教の自

由といつても、そこに或る制限がある

ということは当然の話だと思います。が、非

倫理的であるとかいうようなこと、

いろ／＼な制限があるということは、

これは当然なことだと思うのです。た

だ戦時中のように宗教というものの内

容に立入つたり、甚だしきは宗教とい

うものを政治によって圧迫するとい

うなことがあつた反動として、只今

いるのではないかと思うのです。併

しそういう集団を無理やりに何でも届

出をして法人になれと、いうわけじやないのですから、それを欲しないものは法人にならなくていいのじやないかと私は思います。そういう意味でそ

ういふ自由を主張するものが出てるというのも自然ですけれども、併しそれを無理に法人にしようというわけじやないことを考えております。

○委員長(堀越儀郎君) 高橋君に申上

げますが、まだ續くでしょ、けれども、文部大臣いろいろ御都合がありますので、文部大臣に対する總括質問を次回に廻して、逐條に移りたいと思ひます。……ちよと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堀越儀郎君) 速記をとつて下さい。それでは文部大臣に対する總括質問は次回に譲りまして、逐條に移りますが、如何でしよう。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) それでは第一

章総則。

〔説明員荻野勉君朗読〕

第一章 総則

(この法律の目的)

第二條 この法律は、宗教団体が、

礼拝の施設その他の財産を所有

し、これを維持運用し、その他そ

の目的達成のための業務及び事業

を運営することに資するため、宗

教団体に法律上の能力を與えるこ

とを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由

は、すべての国政において尊重さ

れなければならない。従つて、こ

の法律のいかなる規定も、個人、

集団又は團体が、その保障された

自由に基いて、教義をひろめ、儀

式行事を行い、その他宗教上の行

為を行ふことを制限するものと解

釈してはならない。

○委員長(堀越儀郎君) 第一條につい

て御意見は……。

○高橋道男君 字句の解釈であります

しましては、先ほど申述べたような經

緯において直接の規定を盛つておる次

第でござります。

○高橋道男君 その尊重ということの

権利に違ひか、ちょっとこの点につい

て……。

○政府委員(篠原義雄君) 事業のほう

は、公益事業その他の事業という意味

で、現実の一定の目的のために一定の

常識を以て人的、物的な施設を専らそ

の目的のために用いらる、いわゆる

公益事業その他の事業、そういう意味

において使用されております。それか

らここで言う業務というのは、宗教團

体自体の活動、或いは宗教團体が法人

格を取得した場合における法人として

の活動、宗教團体並びにそれが法人と

なつた場合における主たる目的のため

の活動、こういつた目的を遂行する上

において當まれるところの種々の業務

をここで業務といふふうに考えており

ます。

○高橋道男君 第二項のほうで「尊重

されなければならぬ」という、この

尊重の内容なりその具体的なものがあ

りますれば、それを示し頂きたい。

○政府委員(篠原義雄君) ここで尊重

されなければならない」ということとも實際においては含

まれておると思うのですけれども、そ

れはどういうふうに考えたらよろしい

か……。

それからなお念のためであります

が、集団と團体との区別はどういうこ

とになるか、お伺いしたい。

○政府委員(篠原義雄君) ここで集団

といふ文字を使用しておりますが、こ

れは一定の目的を持つてゐるか、或い

は持つてないにしても、この両者を

通じまして人的な團体と結合された團

体、こういふものを一応予想してゐる次第でござります。

○委員長(堀越儀郎君) 第一條、よろ

しくござりますか。第二條。

〔説明員荻野勉君朗讀〕

(宗教團体の定義)

第二條 この法律において「宗教團

体」とは、宗教の教義をひろめ、儀

式行事を行ひ、及び信者を教化

育成することを主たる目的とする

左に掲げる團体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺

院、教会、修道院その他これらに類す

る團体を包括する

二 前号に掲げる團体を包括する

院、教会、修道院その他これらに類す

る團体を包括する

○高橋道男君 次に第一号、第二号に

掲げられております字句につきまし

て、これは順位があるものであるかど

うか、変なことをお伺いいたします

が、以前の例えは宗教團体法のごとき

場合には、その順序が非常にやかまし

く言われておつたよう思ひます。

が、同様に順序があつての御掲載

ます。

○政府委員(篠原義雄君) 我々はこの

配列につきましては考慮いたしました

ことは、この配列に順序、というものを

積極的に定めないのでございます。

ただ一応この順序を規定したゆえんの

ものは、非常に公平に且つ平等でなけれ

ばならない、宗教團体の性格から申し

る團体

この本文の信者といふ

ものは、これは教師、教徒或いは檀

徒、そういうもの一切を含んでおる言

葉であるかどうか、それをお伺いした

いと思います。

○高橋道男君 次に信者を教化育成す

るということがありますが、これはこ

の言葉をこのまま受取りますと、信者

である者を教化育成するというよう

に取られます。が、信者でない者を強化育

成するということも実際においては含

まれておると思うのですけれども、そ

れはどういうふうに考えたらよろしい

か……。

○政府委員(篠原義雄君) お説の通り

葉であるかどうか、それをお伺いした

いと思います。

まして、配列をするとするならば、どういうふうにしたならばいいかと、ことで我々のほうでは旧来用いていた慣例という観点と、もう一つは、宗教団体が日本における歴史的な団体として発生して行く、この現状などを考慮いたしましてかくのとく配列した次第であります。

○高橋道男君 第二号の教派、宗派などについては以前から用いられておる言葉でありまするが、これは從来のいわゆる教派神道十三派、仏教五十六派は今後新らしくきて来るものも何らかの範疇によつてそれ／＼教派或いは宗派といふ名前を呼称するのであるが、その点をお伺いいたします。

○政府委員(篠原義雄君) これはお説の通り教派の関係におきましては、教派神道十三派或いは仏教における宗派、同じよう御意見の通りでございますが、この法文が直ちに、将来てきて参りますところのかかる包括教團に、神道教派的ものは教派でなければならぬ、或いは仏教派的ものは宗派でなければならない、こういうふうな強い意味ではここは解釈をしておりません。併しおのずから歴史的な理由なり或いは沿革なりに従いまして、仮に仏教でありますならば、かかる包括教取られることは一般かと存じますが、この法文から直ちにかかるものを名称は、何々宗派とか何々宗といふ名稱が見ますと、第二号のほうは当然この

来るというようなので、これを拒むわけに行かんような場合が相当ある。ですから私がお伺いしたいことは、信者といふものの内容、これを一つ定義的にはつきり承わりたいのですが。

○政府委員(篠原義雄君) 神社、ここで用いられている意味、内容についての御質問でござりますが、ここでは神社の場合、或いはその包括団体である神社本庁、こういう神社関係の向きのものにつきましては、その信者の内容は氏子、崇敬者或いは神官、或いは神職のかた、こういうふうに概念しております。而して仏教の場合につきましては、檀徒或いは檀家或いは信徒、或いは非教師でありますところの僧侶或いは教師たる僧侶、住職こういったものを含めて考えております。それからその他キリスト教関係で申しますならば信徒とか信者とか或いは特殊な名称で会員とか、こういう名称を使われておるものもございます。いわんやそれの牧師資格を持つておるキリスト教におきますところの教師或いはそれの補助者であるところの非教師、こういったものを総括的に信者だ、こういうふうに概念している次第であります。

○大谷碧潤君 新憲法によつて家といふものの存在を認められぬことになつたのであります、檀家といふものに対する見解を一つお述べ願います。

○政府委員(篠原義雄君) いわゆる民法上におきますところの家、或いは戸主権、こういつた関係の概念といふと、それから宗教団体でよく唱えます檀家といふ概念とは必ずしも一致しないかも思いますが、勿論その発生的

に申しますならば、家族主義或いは民族主義、こういったものから当然に檀家権といふようなものができて来ております。併し御時勢の推移とともにその意味内容も變つて来ようかと思ひますが、現在におきましては、最初地方におきまして檀家といったような言葉を使つておりましたのですから、最近そういう一般に使用されているものとこの意味に入る、檀家の意味の場合こういう意味に御説明もした次第でございます。

○大谷豊潤君 この法律で宗派といふものの立場をどういう工合に考えていいかということをもう一遍承わりたいのですが、これはさつき高橋議員から質問がありました通りに、宗派も寺院も同じ宗教法人と一律に規定しておるので、その管理運営に関する規定も同一にしているのであります。その法律を作られた意思がどこにあるかということをもう一遍承わりたいのあります。

○政府委員(篠原義雄君) 只今の御質問ですが、宗教団体の実質におきまして、寺院のときは寺院と宗派の両者におきましては、現実の問題といたしましては異なつております。従つてここで形式的に取上げまして、曾つての法令を、現行法令もそうでござりますが、所屬する関係という関係で所屬しているものが寺院、これを所屬させてこれを一般的に包括している状態のものを宗派、こういふうに概念しております。併しながら先ほど御指摘になりましたように、法案におきましては、宗教法人といつ一つの概念で以て総称しております。併しながらその実体関係を、同じような関係である形式

的に同じだと、こういうふうに我々はこの法案から直ちに推論し得ないのでございまして、その実質が問題でございます。従つて一つの事実がございまると、その事実につきまして仮にこれを任命形式、任命権と、こういったもの的具体的な例として申上げますならば、一つのかかる任命という事実につきまして、宗派的な角度から押える、取上げるならば、任命権者は誰だ、そうしてどういう手續であるか、こういうふうな規定が宗派のほうの規定の中に盛り上げられ、一方寺院のほうにおきましては、その任命される人が誰であるか、又任命された者はこの寺院についてはどういうふうな職能、権限、資格を持つか、こういうふうな規定にならうかと考へる次第であります。従つて我々は一般的に申しまして、規則の上で考へるならば、一つの事実についても相互の関係からその実体に即した規定をして頂く、こういうふうに了解し、一般的に申しますならば相互規定制と同様く法人であるけれども、その実体が異つてゐる関係で、その事実について相互の角度からその実体に即するよう規定して頂く、こういうふうに考へておる次第でござります。

宗教法人に固有の土地をいう。

一、本殿、拜殿、本堂、会堂、祭堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舍、宗務局、教務院、教団事務所その他の宗教法人の常條に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）

二、前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹の他建物及び工作物以外の定義物を含む。以下この條において同じ。）

三、参道として用いられる土地

四、宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）

五、庭園、山林その他尊嚴又は風致を保持するために用いられる土地

六、歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地

七、前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するため用いられる土地

○委員長（堀越健郎君） 質疑のあるたはどうぞ。

○高橋道男君 第三條には、ほかの法律で見られない宗教法人特有の字句がありでありますので、その字句についての定義をお示し頂ければ非常に結構だと思います。一号以下……。

○政府委員（藤原義雄君） 一号に掲げておりますところの字句でございまして申上げるのでございますか。

○高橋道男君 宗教法人に独特な葉、一号以下にずっと並んでいると申します。或いは五号、六号などはその

○政府委員(櫛原義雄君) ここで先ず第一号から申しますれば、本殿、拜殿とございます。これは御承知のように神社関係で祀神等を奉祭しているこんな建物を本殿、それから拜殿はそれの参拜のために専ら用いられている建物、これは御承知と存じ上げます。本堂、会堂、これにつきましては仏教の御本尊をお祭りしてあるところの建物、これを本堂と申します。会堂につきましては、これは仏教関係にもございましょう。なおキリスト教あたりの中心的な礼拝堂と申しましようか、そういった二つの面を考えている次第でござります。僧堂、これも仏教関係の、これは御承知と思いまして略しておきますが、僧院、これはいわゆるキリスト教関係のカトリックなどにござりますところの修道院の、導ら禮拜を中心とした建物を僧院、信者修行所と申しますのは、先ほど第二條に規定いたしましたところの信者の教化育成という一つの目的のために掲げられておる次第でございまして、これらの目的を十全に果し得ますための施設、これを信者修行所こういうように了解しております。宗教事務所は御承知のよう神社の事務所、庫裏は御承知のごとく仏教におきますところの住職がそのお寺、寺院の教化能力を全うするため、或いは宗教財産を管理するために如上の目的のためには止住しているところのその場所を、その建物を庫裏と一応概念しております。教職苦と申しますのは、専らこの用語でございますが、牧師館、神社祭館等を総称いたしておりますが、

宗教的な意味合いの下に一応寺院と申しますが、内部的、歴史的、由緒的に申しますならば種々そこに差等があります。従つてその規模についてもおのずから別個の問題が出て参ります。従つてこの山林の境内地である幅と申しますか、そういつた歴史的なもの、或いは純粹的なものを考慮して判定されなければならぬと思います。併し厖大な山林を持つていて、その宗教法人がそれを所有するということによつて、これは境内地になるのだ、従つて免税等の恩典をこうむるのだと、こういうふうには言い切れない場合が多いのであります。多くの場合におきましては、実際の取扱い慣例等におきまして、その税務当局の取扱いには大体における基準なるものができております。併しこれはここで形式的にかくくの範囲でやるということは申上げるのに非常に困難であると思ひます。従つて税関係におきましてもかかる種々の事情を考慮し勘案し上りて以て判定されるだらうと、こういうふうに考える次第であります。

○委員長(堀越謙郎君) 私からも一、二お聞きしたいと思います。第一項で当該宗教法人に固有の建物、それからあとにも固有の土地ということがあります。併しこれは、固有とはどういうことですか。

○政府委員(篠原義雄君) 固有と申します意味は、先ほどもちよつと触れましたように、宗教団体が大体特性として、普通普遍的に持つてあるところの性質と、こう申上げれば一番近いのではないか。従つてここで法律上に申しますところの所有権がある、從来から所有権を持つておつた、こういう意味

合のものでなく、本来境内地概念しまして、内部的、歴史的、由緒的に申しますならば種々そこに差等があります。従つてその規模についてもおのずから別個の問題が出て参ります。従つてこの山林の境内地である幅と申しますか、そういつた歴史的なもの、或いは純粹的なものを考慮して判定されなければならぬと思います。併し厖大な山林を持つていて、その宗教法人がそれを所有するということによつて、これは境内地になるのだ、従つて免税等の恩典をこうむるのだと、こういうふうには言い切れない場合が多いのであります。多くの場合におきましては、実際の取扱い慣例等におきまして、その税務当局の取扱いには大体における基準なるものができております。併しこれはここで形式的にかくくの範囲でやるということは申上げるのに非常に困難であると思ひます。従つて税関係におきましてもかかる種々の事情を考慮し勘案し上りて以て判定されるだらうと、こういうふうに考える次第であります。

○委員長(堀越謙郎君) それから四号

の場合に、飛地のようなどきにはどういふことになるのですか。

○政府委員(篠原義雄君) この飛地と申しまして、一定の境内地以外にある土地につきましては、それが宗教上の儀式、行事をその場所におきましてその宗教法人が行う場合におきましては、距離が遠い場合におきましても飛地境内といふものはこの関係から境

内と我々は考えてよろしい、こういうふうに考えております。

○高橋道男君 本文の「固有の」という言葉について、特に今政府委員からは

歴史的な関連のことを言わされたと思うのですけれども、これは歴史的といふ非常に長い年限に亘つて使つてゐるといふような意味にとられるのです。必ずしもそうでない、宗教目的以外には使わない、併し宗教目的だけに使つてゐるのだというようなものも含

まれるようには私は思うのですけれども、或いは抽象的ではございますけれども、ここに掲げておりますよう建物、土地といふものは、従来から又昔においてもこういうふうなものがござります。従つて甚だ一般的でございますけれども、或いは抽象的ではございますけれども、ここに掲げておりますよう建物、土地といふものは、従来から又昔においてもこういうふうなものがござります。そういふことを境内地といつております。そういう

ような歴史的な意味合いにおきまして、且つ宗教団体の通性を考えられる意味におきまして、こういう固有といふ言葉を使用した次第であります。法律で言いますところの所有、或いは占有、或いは借りるとか、或いは使用するとか、この関係を固有という言葉で表示している、そういう意味合いのものではございません。

○委員長(堀越謙郎君) それから四号の場合に、飛地のようなどきにはどういふことになるのですか。

○政府委員(篠原義雄君) この飛地と申しまして、一定の境内地以外にある土地につきましては、それが宗教上の儀式、行事をその場所におきましてその宗教法人が行う場合におきましては、距離が遠い場合におきましても飛地境内といふものはこの関係から境

内と我々は考えてよろしい、こういうふうに考えております。

○高橋道男君 重ねてお伺いたしま

すが、この庫裏ということについて、住職が役向きの上で「しじゅう」すると

言われたと思うのですが、「しじゅう」ということは私が住むという文字ですか。

○政府委員(篠原義雄君) 非常に特殊な言葉を用いて誤解を招いた次第でござりますが、この「しじゅう」というのは私が住むじやなくて、止まり住むことになりますが、この「しじゅう」という言葉で、仏教関係で一般に使われてゐることでございます。これはその管理者である住職が専らその宗教の活動のために、自分自身の修養のため、又は財産管理のためにそこに止まり、

そうして住してゐるという意味におきまして、住職が専らその宗教の活動のために、自分自身の修養のため、又は財産管理のためにそこに止まり、

式上或いは名目上の問題よりも、実質においては、事実かかる向のものにおきまして、事実かかる向のものに所に該当するというように先ほどの御説明で感じたのであります。しかし

○政府委員(篠原義雄君) 只今の御質問でございますが、私言い渡らしまして、併しここで、この本殿、拜殿、本堂、或いは庫裏とか、社務所といった言葉は、これは例示としてここに掲げたの

ですが、この本殿、拜殿、本堂、或いは庫裏とか、社務所といった言葉は、従来から申せば主管者とか管長とかいう立場の者が役向の上でそういうふうに使つておる。この建物はやはり庫裏と同様の意味に解してよいわけですね。

○政府委員(篠原義雄君) 御意見の通りと考へておられます。併しここで一般的に申しまして信者修行所であるとか、或いは庫裏であるとかといふ形態、こういうふうに理解していいのではないかと考へておる次第であ

たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記の効力)

第八條 宗教法人は、第七章第一節の規定により登記しなければならない事項については、登記に因り効力を生ずる事項を除く外、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(登記に関する届出)

第九條 宗教法人は、第七章の規定による登記(所轄庁の廻託による登記を除く。)をしたときは、遅滞なく登記簿の副本又はその登記した事項に係る抄本を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(宗教法人の能力)

第十條 宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(宗教法人の責任)

第十一條 宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 宗教法人の目的の範囲外の行為

に因り第三者に損害を加えたときは、その行為をした代表役員その他他の代表者及びその事項の議決に賛成した責任役員、その代務者又は仮責任役員は、連帶してその損害を賠償する責任を負う。

○委員長(堀越儀郎君) ここまでのことから御質疑がありましたら。

○高橋道男君 第五條の所轄庁の事務機構について構想がすでにできてるのでしょうかそれをお伺いしたい。

ましては、都道府県の総務部内における適当な宗教の係員が置かることとなるかと考えております。而してそれが関連いたしまして、從来からこの宗教関係の事務は職前すと從来都道府県知事で専らその事務を専掌しておつた関係もありまして、引続きその事務の担当者も相当現状におきましてもある次第でございます。事務上支障のないように運び得るのではないか、こう考えております。

○高橋道男君 その点について更に、

この県知事の下に認証の手続をする、或いはその他の手続をするという場合に手数料を取ろう、それを地方の財源の一つに今から期待しているというようになります。それで岡山県にあります例でございますが、県内だけにとどまっている宗派といつたものは、これは文部大臣には来ないというふうに考えております。

○高橋道男君 その点について更に、

この県知事の下に認証の手続をする、或いはその他の手続をするという場合に手数料を取ろう、それを地方の財源の一つに今から期待しているというようになります。併しながらこれが文部大臣には来ないというふうに考えております。

○高橋道男君 その点について更に、

この県知事の下に認証の手続をする、或いはその他の手続をするという場合に手数料を取ろう、それを地方の財源の一つに今から期待しているというようになります。併しながらこれが文部大臣には来ないというふうに考えております。

○高橋道男君 その点について更に、

この県知事の下に認証の手續をする、或いはその他の手續をするという場合に手数料を取ろう、それを地方の財源の一つに今から期待しているというようになります。併しながらこれが文部大臣には来ないというふうに考えております。

○高橋道男君 その点について更に、

この県知事の下に認証の手續をする、或いはその他の手續をするという場合に手数料を取ろう、それを地方の財源の一つに今から期待しているというようになります。併しながらこれが文部大臣には来ないというふうに考えております。

○高橋道男君 その点について更に、

この県知事の下に認証の手續をする、或いはその他の手續をするという場合に手数料を取ろう、それを地方の財源の一つに今から期待しているというようになります。併ながらこれが文部大臣には来ないというふうに考えております。

するという言葉を言われたように思ふのであります。それは只今までありました岡山の不受不施派、ああいうものについての意味でおつしやつたのかどうか、それを伺いました。

○政府委員(篠原義雄君) 現在の問題は、どういうふうになるのでしょうか。都道府県に社寺、教会等ができました場合、その事実関係から所轄庁の管轄の移転がある、かのように我々了解しておるのであります。

○高橋道男君 その点について更に、

どまつている宗派といつたものは、これは文部大臣には来ないというふうに考えております。

の府県といふように伸びて行つた場合に、その包括すべき所轄庁というものが、どういうふうになるのでしょうか。都道府県に社寺、教会等ができました場合、その事実関係から所轄庁の管轄の移転がある、かのように我々了解しておるのであります。

○政府委員(篠原義雄君) 只今のよう

な場合におきましては所轄庁が、他の

○政府委員(篠原義雄君) な場合におきましては所轄庁が、他の

は、どういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(篠原義雄君) 只今のよう

な場合におきましては所轄庁が、他の

は、どういうふうになるのでしょうか。

の事業、こういうふうに我々は了解しておる次第であります。

○高橋道男君 先ほど大谷委員からのお尋ねがありました、が、病院とか、福祉事業など、ほかの法律で以て規制を受け得るものも、当然この宗教法人が経営主体になるということがあるのであります。が、その場合にほかの法律があるものはそれに依拠してやつたほうがよいのじやないか、こういうふうにも考えるのでありますけれども、事務當局としてはその辺宗教法人が依然として病院なり或いはその他の事業を法人の名において經營して行つたほうがよいとお考えになるか、或いはその他の法律によつてやつて行つたほうがあるとお考えになるか、又その宗教法人が經營を持続して行く場合にはほかの法律による、つまり厚生省その他の関係の了解がこの点について得られておるのかどうか。

○政府委員(篠原義雄君) 只今の病院、その他いわゆる公益事業の經營の

主體は宗教法人であることが望ましい

かどうか、特に主務行政の上で、どう

いうふうに理解するか、こういう御意

見のように考えますが、勿論社会事業

或いは公益事業一般ですが、かかる事

業を或いは社会事業或いは児童福祉事

業、或いは生活保護法、こういう面か

らその各法令の基準によつてなす場合

においては、その方面からするところ

の保護憲典という面もござります。併

しその主體は宗教法人であるか、或い

は特別な法人であるかということは、

先ほど申しましたように法令では要請

してありますので、従つて例えれば財

團法人でも結構でございましょう。

而し

○高橋道男君 第十條の「宗教法人

は、法令の規定に従い、」その次にあ

る「規則」というものはこれは宗教法人

てその主体性から申しますれば、宗教法人がかかる向きの事業を営む場合に

おきましては、宗教との関連性におきましても、又その内容の発展と申します

か、拡充の意味から申しましても、宗教法人自体が名義人となり得る関係

上、その宗教法人がその主体として営

んだほうがよろしいのではないか、こ

う考える次第でござります。

○高橋道男君 公益事業以外の事業を

行うと収益が生ずるということであり

ます。が、例えれば宗教法人が何か或る年

限をおいて二年なり、三年の後に事業

を行う。そういうために募金などが行

われて相当の資金ができる。その資金

を別途運用することによってその資金

自体が利益を生ずるというようなこと

があると思うのであります。勿論それ

以外にもいろいろ事業をすることもありま

りましようけれども、そういう資金運

用などによつて得る収益と、いうもの

は、公益事業以外の収益と考えるかど

うか。これは單なる運用でありますか

、事業でも何でもない、当然資金面

に付いたものであるというふうに考

るのであります。が、その点如何でありますか。

○政府委員(篠原義雄君) 御説のよう

に、それが事業と言ひ得ない、よう

に、それが事業と言ひ得ない、

我々も了解しておる次第でございま

す。なお、ここで公益事業以外の事業

と申しますのは、必ずしも収益が伴い

ます。が、常に營利を主たる目的にするとい

う意味合いで擴張するという趣旨

ではございませんので、その点御了承

をお願いいたしたいと思います。

○高橋道男君 第十條の「宗教法人

は、法令の規定に従い、」その次にあ

る「規則」というものはこれは宗教法人

の呼称、資格及び任免並びに代

表役員についての任期及び

職務権限、責任役員については

公益法人でも結構でござります。

○政府委員(篠原義雄君) その点につ

きましては、一応高橋委員の御意見の通りなのであります。が、これは公益法

人一般の通則でありますところの民法

におきましてもかかる向きの規定がござります。この点につきましては勿論

の規則だと解されますが、そうでござ

いますか。

○政府委員(篠原義雄君) 御説通りでございます。

○高橋道男君 十一條の「代表役員そ

の他の代表者」というこの代表者とい

うものは、代理する者という意味でし

うようか。それとも何か代表役員以外の

代表者といふものを指しているのでございましましようか。

○政府委員(篠原義雄君) 代表役員と申しますのは、宗教法人を代表し、事務を統轄する職能を持つております。

この代表権の意味から申しまして、こ

に言ふ代表者と申しますのは、具体

的に申しますれば、代表役員以外の或

いは代表役員の代理者、或いは民法に規

定されております特別代理人、こうい

つたものに相当いたします。ここで言

う仮責任役員、そういう機関を予想

して、それを「その他の代表者」という

言葉で総称しておるわけであります。

○高橋道男君 その第二項に、宗教法

人の目的的範囲外の行動により第三者

に損害を加えたときに、ほかの役員が

連帶責任を負うというような意味の規

定がありますが、この「法人の目的

の範囲外の行為」というものは、これ

は法人的責任ではないじやないか。

従つてほかの人が連帶して責任を持つべき理由がないと思うのですけれど

も、その点如何でしようか。

○政府委員(篠原義雄君) その点につ

きましては、一応高橋委員の御意見の

通りなのであります。が、これは公益法

人一般の通則でありますところの民法

におきましてもかかる向きの規定がござ

ります。この点につきましては勿論

の規則だと解されますが、そうでござ

いますか。

○政府委員(篠原義雄君) その点につ

きましては、その機関がたえそい行為をいた

る場合には、その機関に関す

る事項

六 前号に掲げるものの外、議

決、諮詢、監査その他の機関が

ある場合には、その機関に關す

る事項

七 第六條の規定による事業を行

う場合には、その種類及び管理

運営(同條第二項の規定による

役員という地位においてなされた場合

における第三者保護の立場、延

いてはそのこと自体が宗教法人自体の

尊重と申しますか、信用と申します

か、そういう面から来て、ここでは一

般の政令に倣いまして、かかる向きの

ものにつきましても連帶して責任を負

わせる。こういうような形式をとつた

方法を含む)に関する事項

九 規則の変更に関する事項

十 解散の事由、清算人の選任及び

残余財産の帰属に関する事項

十一 公告の方法

十二 第五号から前号までに掲げ

る事項について、他の宗教団体に

を制約し、又は他の宗教団体に

を制約し、又は他の宗教団体に

を制約する事項を定めた場合

には、その事項

十三 前各号に掲げる事項に関する

事項を定めた場合には、そ

の事項

十四 宗教法人の公告は、新聞紙又は

当該宗教法人の機関紙に掲載し、

当該宗教法人の事務所の掲示場に

掲示し、その他当該宗教法人の信

者その他の利害関係人に周知させ

るに適當な方法でするものとす

る。

十五 五 代表役員、責任役員、代務

者、仮代表役員及び仮責任役員

の呼称、資格及び任免並びに代

表役員についての任期及び

職務権限、責任役員については

○宗教法人を設立しようとする者は、第十三條の規定による認証申請の少くとも一月前に、信者その他利害関係人に對し、規則の案を示して宗教法人を設立しようとする旨を前項に規定する方法により公告しなければならない。

○委員長(堀越繁郎君) 本條について御発言ございませんか。

○高橋道男君 この第一号の目的といふことであります。これが大臣にもお尋ねしたいと思つておつたのです。が、宗教法人であることを識別できるのはこの目的の項だけではないかと私は思うのであります。従つてこの目的といふことに宗教法人に適合するようなものが掲げられなければその判定が困難になるのではないか、そういう上から宗教法人が宗教法人たる識別を明らかにするためには、教義との結付きが必要であると思ひます。が、その目的といふには教義といふものも含んでいるのかどうか、或いはそれと全然別個のものであるかどうか、これを伺いました。

○政府委員(篠原義雄君) この第一号の目的には御意見の通り宗教団体の特性を表示しなければならないのが主眼であります。従つて教義の自体をここで擱げるという必要はないのですが、いまするが併し仮に一例をとりまするならば、神社の関係で申します神社の宗教法人、仏教で申します宗教法人の実質を異にしております。従つてその限りにおきましては例えば法人の出資利得を善用するため、或いはこの宗教の教義からこの宗教団体の

利用或いは業務を運営させ、財産を管理する必要がある。こういう意味において第三者的關係において表示されるといふ意味合いで下に異議が出て来る問題でございまして、法規的に適応性があるといふことを規定したのであります。

○高橋道男君 十一号の公告ということが今度の法人法案で初めて宗教關係で出て来たのですが、これは次の第二項によつても示されおりましたけれども、この公告の内容について別の規則が何かで規定される必要がないのかどうか。これは先般あん摩、はり、きょうですか、そういう法律の改正がありました場合に、特に公告ということについて公告の内容を規定する改正法が先般成立したと思うのであります。が、そういう公告の内容を項目として規定して置く必要があるのではないかと私は思うのですが。

○政府委員(篠原義雄君) つましては、一般に広い意味における広告ですね、あの広告と違います。おきまして出て参らうかと存じます。そのときに又お答え申上げたいと思います。

○高橋道男君 第四号であります。が、包括團體が非法人である場合に、單位團體の法人を包括することができるのであるのかどうか、私は法的根拠がはつきりしませんのでお伺いいたしました。

○政府委員(篠原義雄君) 宗教法人でない宗派、教団といふものがございまして、その下部に宗教法人である単位團體といふものがある。この場合に非法人たる宗派或いは教団の力が、法規的に単位團體である宗教法人まで及ぶが、この点につきましては法規的には権限がない、そこで四号で申しますが、こういう御質問と了解いたしますが、この点につきましては法規的には

我々は毛頭考えておらないのでござります。この点に関しましてはいわゆる宗教團體の認証との関連におきまして、その添附書類等につきまして多少その問題が宗教團體の特性との関係について、その添附書類等につきまして多少そのときに出で参らうかと存じます。そのときに又お答え申上げたいと思ひます。

○高橋道男君 第四号であります。が、包括團體が非法人である場合に、単位團體の法人を包括することができるのであるのかどうか、私は法的根拠がはつきりしませんのでお伺いいたしました。

○政府委員(篠原義雄君) つましては、この公告には、特殊事項あるいは法定事項と申しますか、そういう場合に多くおきまして、法が要請する場合のほうは、特殊事項あるいは法定事項と申しますか、そういう意味において、法が要請する場合のほうでは、いわゆる広告に関する広告ですね、あの広告と違います。おきまして出て参らうかと存じます。そのときに又お答え申上げたいと思います。

○高橋道男君 第二項の公告の方法に関する規定であります。これが当該宗教法人の機関紙、或いは当該宗教法人の事務所の掲示場といふようなものでありますけれども、公告といふことの内容は或いは方法は、各宗教法を羅列しておりますので、そのすべてを用いておかなければならぬようなることのないようなふうに取扱上注意して参りたいと思つております。

○政府委員(篠原義雄君) それが多くの場合はその方法で結構かと思いまが、抱括團體の場合に、その単位團體となつてゐる宗教法人も包括團體に機関紙があるならば、その機関紙で公告するということもこの第二項の中に含まれるわけですね。

○政府委員(篠原義雄君) つましては、この「又は」という文字の位置がずっと心にいたしまして掲げることをここで掲げる、或いは教義をこれによつて要請するものである。こういうふうには我々は毛頭考えておらないのでござります。この点に関しましてはいわゆる宗教團體の認証との関連におきまして、その添附書類等につきまして多少その問題が宗教團體の特性との関係について、その添附書類等につきまして多少そのときに出で参らうかと存じます。そのときに又お答え申上げたいと思ひます。

○高橋道男君 つましては、この「又は」という意味なんだとございましょうか。この「又は」という文字の位置がずっと心にいたしまして掲げることをここで掲げる、或いは教義をこれによつて要請するものである。こういうふうには我々は毛頭考えておらないのでござります。この点に関しましてはいわゆる宗教團體の認証との関連におきまして、その添附書類等につきまして多少その問題が宗教團體の特性との関係について、その添附書類等につきまして多少そのときに出で参らうかと存じます。そのときに又お答え申上げたいと思ひます。

○政府委員(篠原義雄君) つましては、この「又は」という意味なんだとございましょうか。この「又は」という文字の位置がずっと心にいたしまして掲げることをここで掲げる、或いは教義をこれによつて要請するものである。こういうふうには我々は毛頭考えておらないのでござります。この点に関しましてはいわゆる宗教團體の認証との関連におきまして、その添附書類等につきまして多少その問題が宗教團體の特性との関係について、その添附書類等につきまして多少そのときに出で参らうかと存じます。そのときに又お答え申上げたいと思ひます。

る宗派の機関紙にそれを掲載する、併しその機関紙は特定の神社、寺院、教会の信者その他の利害関係人に及んでいない場合があり得るとしたならば、併果してそれが周知させるに適当な方法なりや否やということで問題にならうかと思うのですが、多くの場合には機関紙がありますれば、信者その他の何かとあります。しかし、それが周知されるに適当な方法なりや否やということで問題にならうかと思うのですが、多くの場合には機関紙がありますれば、信者その他の何かとあります。

○大谷謹潤君 今の公告の問題でありますが、これは勿論包括団体の所属のものに徹底して知らしめるということが目的でありますけれども、最小限度一回限りでいいものでありますか、その点ともう一つは、公告の期間は法人規則で規定することができますかどうかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(篠原義雄君) 後者の公告の期間等につきましては、必要であるならば規則で定めても結構かと思います。なお初めの問題でござりますが、これにつきましては、実情如何によりましてはいろいろ考えられるのでございませんが、機関紙等の利用につきまして、それが一回で済み得るかどうか、仮に機関紙でやつて、一回でなされて、周知したということになり得るかどうかという事実の問題でございきますので、一般的に周知させるということが、この機関紙等の利用において、実際上の問題として理解される場合におきましては、実際にそれが利用されておるという場合におきましては、一回で結構かと思います。ここでは我

はその回数を問いませんが、一回と

いうことは相当期間的にも継続という意味合いを考えておりますので、單なる一片の例ええば門前に紙を貼つた、今

目貼つたと、そうしたら明日取つてしまつていいのだと、こういうふうには丁解しにくいので、ここに周知させる

というところに意味がございまして、丁解しにくいので、ここに周知させる

回数は問わないということをございま

す。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言がなければ第十二條。

〔説明員荻野勉君朗讀〕

第十三條 前條第一項の規定による認証を受けようとする者は、認証申請書類及び規則二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 当該団体が宗教団体であることを証する書類

二 前條第三項の規定による公告をしたこととを証する書類

三 認証の申請人が当該団体代表する権限を有することを証する書類

四 代表役員及び定数の過半数に當る責任役員に就任を予定されている者の受諾書

○高橋道男君 第一号の「当該団体が宗教団体であることを証する書類」といいうのが先ほどの規則の目的のところと関連があると思うのですが、

○政府委員(篠原義雄君) そこでその教義の調査或いは分析ということは考

えないでございまして、要するに宗教団体であれば法人になるという角度

のものであるかどうか、又その方法は同じものであるかどうか。

○政府委員(篠原義雄君) 従つてここでは公告の上に「前條第三項の規定によること」と申しまして、第三項が一応そ

よる」と申しまして、第三項が一応そ

の例示的なものとしてかぶつております。かかる意味の公告と、こういうふ

うに了解をいたしております。而して

規則の公告の方法の記載の方法につきましても、やはりここで前條でいう二

項目を御斟酌くださいましてその方向を

すので、その度合の濃淡はおのくあるかと思います。一応社会人として面でございまして、一般的に所轄教区の内部の単位団体である神社、寺院、教会等につきましては、その証する書面といふものは教区の証明で足り得るものと思います。併しながら包括教団、或いはいわゆる単位の宗教法人、

頂けば結構だと思います。従つて教義の詳しい内容であるとか、よつて生まれるところの根柢であるとか、そういうことは我々のほうではこの法案では要

求しておりません。ただ宗教団体、いわゆる宗教法人になり得る前提であります宗教団体であるということの表示

が客観的になし得る程度において、この教義等につきまして御記載願えれば結構と、こういうふうに考える次第であります。

○高橋道男君 単位団体の場合には包括団体が証明するということをおつし

ました。が、單立の場合には誰が証明するのか、自分の自薦、自証でいいのかどうか。

○政府委員(篠原義雄君) 只今申しますように包括団体である場合、或いは単位の宗教法人である場合におきま

しては同じように、みずからにおいてその宗教団体の性格を持つること

を文書において記載してもらうと、こ

ういうふうに了解しております。

○高橋道男君 この第二号のこの項目

だけは、結局この教義までも君のところはどういうものかというようなことまでにも行き得ると思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員(篠原義雄君) そこでその教義の調査或いは分析ということは考

えないでございまして、要するに宗教団体であれば法人になるという角度

のものであるかどうか、又その方法は同じものであるかどうか。

○高橋道男君 この第二号のこの項目

だけは、結局この教義までも君のところはどういうものかというようなことまでにも行き得ると思うのですが、どうでしょうか。

が文部大臣であるときは、当該所轄庁は、同項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならぬ。

4 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から三月以内に、第一項の規定による認証に関する決定をし、且つ、認証する旨の決定をしたときは、当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは、当該申請者に対しその理由を附記した書面でその旨を通知しなければならない。

5 所轄庁は、第一項の規定による認証に関する決定をするに当たり、当該申請者に対し第十二條第一項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを要求してはならない。

(成立の時期)
第十五條 宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

○高橋道男君 法文に直接のことではありますんが、第十六條において地方の所轄庁で以てその法人の認証その他の手続に關係して人員の配置がされると思うのですが、その人員の予定数乃至その全体の予算はどうするかと記しましては、御承知のようにこの法が済んでおるのでございましょうか。
○政府委員(篠原義雄君) この点につきましては、御承知のようにこの法が

実際に施行されます場合には、事務増

として結果する場合を予想しますと、明年、明後年が一番事務増として予想されるのであります。御承知のように規則におきまして、一年半の間に規則を新らしく作つて認証を申請するといふふうになつております關係上、本年

度は殆んど地方庁に対する認証申請數は少數のものと考えられるわけであります。従つて所轄庁は認証の申請があつたら一年半以内に認証して終ればよろしいのでございます。従つて実務関係としては明後年が予想されるので、その関係から文部省といたしましても、十分なそれへの用意はあらゆる政

府部門におきまして打合せをして、それにふさわしい措置を講じて行ける用意をいたしております。

○委員長(堀越儀郎君) それでは第六條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

〔規則の認証に関する再審査〕

第十六條 第十四條第四項の規定によると認証することができない旨の通知を受けた者は、これに対し

異議があるときは、その通知を受けた日から二月以内に、再審査請求書にその理由を記載した書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その再審査の請求をすることがで

きる。

2 所轄庁は、前項の規定による再

審査の請求を受理したときは、そ

の受理の日を附記した書面でその旨を当該請求者に通知した後、左

3 第十四條第一項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定による

4 第二項の場合において、所轄庁が都道府県知事であるときは、当該所轄庁は、同項第三号の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならぬ。

5 所轄庁は、第二項第一号の規定に該当する場合においては、その再審査の請求を受理した日から三月以内に、同号の規定による決定をし、且つ、当該請求者に対しその理由を附記した書面でその旨を

6 第十四條第四項の規定は、第二項第二号又は第三号の規定による決定の場合に適用する。この場合

○政府委員(篠原義雄君) この場合におきましては、認証することのできない場合においてのみ、いわゆる認証の拒否の場合のみ宗教法人審議会の諮問に付し、又都道府県知事が所轄庁である場合におきましては、これは認証しえないような場合につきましても、その第一次の場合に起きます認証拒否の場合はつきましては宗教法人審議会に諮問するという方法はとらなかつたのでございます。

○委員長(堀越儀郎君) それでは第十

〔規則の認証に関する再審査〕

第三 当該請求者が異議を申し立てた事項を十分に考慮して、第十四條第一項の規定に準じ当該事案を再審査し、当該事案が同項

各号に掲げる要件を備えていると認めたときは、あらためて当該規則を認証する旨の決定

三 当該請求者が異議を申し立てた事項を十分に考慮して、第十四條第一項の規定に準じ当該事案を再審査し、当該事案が同項

各号に掲げる要件を備えていないと認めたとき、又はその受理した規則及びその添附書類の記載によつてはこれらの要件を備えているかどうかを確認すること

とができないときは、当該規則を認証することができない旨の決定

四 大谷豊潤君 現在の宗教法人が新しい宗教法人の認証申請をすること

は、所屬宗派が新宗教法人となる以前においてもできますか、どうで

か。

○政府委員(篠原義雄君) その新らしい宗教法人になろうとするものが、本法による宗教法人となることができるかと、こうしたことですか、法文上で

きるのです。

○委員長(堀越儀郎君) 第十七條。

〔説明員荻野勉君朗読〕

〔規則の認証に関する訴願〕

第十七條 前條第六項の規定による認証することができない旨の通知を受けた者は、その認証することができない理由の全部について異議がある場合において、当該事案に係る所轄庁が都道府県知事であるときは、その通知を受けた日から一月以内に、訴願法(明治二十三年法律第百五号)の規定により文部大臣に訴願することができます。

2 文部大臣は、前項の規定による訴願を受理したときは、左の各号

の規定に従つて当該各号に掲げる

裁決をしなければならない。

3 第二項第一号の規定に該当する場合においては、その

再審査の請求を受理した日から三

月以内に、同号の規定による決定をし、且つ、当該請求者に対しそ

の理由を附記した書面でその旨を

通知しなければならない。

4 第二項第一号の規定に該当する場合においては、その他の手続上の不備があるときには審議会に諮る必要はない

のかということと、所轄庁が知事である場合には、認証をすることのできない

いような規定のときには、知事の独断

でやれるか、この二点を伺いたい。

7 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときは、所轄庁が同項の規定による決定をすべき期間は、前二項の規定による期間に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

8 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

9 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

10 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

11 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

12 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

13 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

14 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

15 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

16 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

17 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

18 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

19 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

20 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

21 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

22 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

23 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

24 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

25 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

26 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

27 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

28 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

29 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

30 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

31 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

32 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

33 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

34 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

35 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

36 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

37 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

38 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

39 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

40 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときの期間に加算した期間とする。

後になされたとき、又はその他の手続上の不備がある場合に相当の期間内にその不備の補正を求めたのかかわらずなおその不備が補正されなかつたときは、当該訴願を却下する旨の裁決

二 当該訴願人が異議を申し立てた事項の全部についてその理由があると認めたときは、当該訴願を認める旨の裁決

三 当該訴願人が異議を申し立てた事項の全部又は一部についてその理由がないと認めたときは、当該訴願を棄却する旨の裁決

四 第十四條第二項の規定による裁決をする場合に准用する。

五 都道府県知事は、第二項第二号の規定による裁決があつたときは、遅滞なく当該訴願に係る規則を認証し、且つ、当該訴願人に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付しなければならない。

六 ○委員長(堀越儀郎君) 本條による御質疑ございませんか。それでは第三章第十八條。

〔説明員荻野勉君朗読〕
○委員長(堀越儀郎君) 本條による御質疑ございませんか。それでは第三章第十八條。〔説明員荻野勉君朗読〕

(代表役員及び責任役員)

第十九條 宗教法人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人

を代表役員とする。

2 代表役員は、規則に別段の定がなければ、責任役員の互選によつて定める。

3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合に、その規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する

6 ○委員長(堀越儀郎君) 別に御発言なれば第二十條、第二十一條。

〔説明員荻野勉君朗読〕
第二十條 左の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければならぬ。

一 代表役員又は責任役員が死亡したとき。

二 代表役員又は責任役員が病氣その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後の職務を行ふことができないとき。

三 禁治産者及び準禁治産者

一 未成年者

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁治産者及び準禁治産者

その兼務を禁止してはおらないのです。○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言がなければ第十九條。〔説明員荻野勉君朗読〕

〔説明員荻野勉君朗読〕
第十九條 規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任の役員の議決権は、各々平等とする。

3 仮代表役員は、第一項に規定する事項について当該代表役員に代つてその職務を行い、仮責任役員は、前項に規定する事項について、規則で定めるところにより、当該責任役員に代つてその職務を行ふ。

4 ○委員長(堀越儀郎君) 御質疑ございませんか……。第二十二條。

〔説明員荻野勉君朗読〕
第二十二條 左の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければならぬ。

一 代表役員又は責任役員が死亡したとき。

二 代表役員又は責任役員が病氣その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後の職務を行ふことができないとき。

三 禁治産者及び準禁治産者

一 未成年者

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁治産者及び準禁治産者

は、議決権を有しない。この場合において、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないこととなつたときは、規則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならぬ。

1 不動産又は財産目録に掲げるもののである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

2 借入(当該会計年度内の收入で償還する一時の借入を除く。)又は保証をすること。

3 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

4 境内地の著しい模様替をすること。

5 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第二條に規定する目的以外の目的のために供すること。

6 ○委員長(堀越儀郎君) 第二行目の宗教法人、その次に括弧して包括団体を除いたのはどういう意味ですか。

○政府委員(篠原義雄君) この規定の趣旨は、宗教財産の保全という点から、その前提となる特定の行為についての制限を規定した次第でございます。

○高橋道男君 第二行目の宗教法人、それは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第二條に規定する目的以外の目的のために供すること。

○政府委員(篠原義雄君) この規定の趣旨は、宗教財産の保全という点から、その前提となる特定の行為についての制限を規定した次第でございます。

○委員長(堀越儀郎君) 第二十三條。

〔説明員荻野勉君朗読〕
〔説明員荻野勉君朗読〕

第二十三條 宗教法人(宗教團体を包括する宗教法人を除く。)は、

利害関係人に對し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

1 不動産又は財産目録に掲げるものを除外する。併し本法が宗教法人と一般的に申しまして規定した

関係で、包括教團を先ほど申しました

向きの規定は、専ら寺院とか教会といった点に限られている。併し本法が宗教法人と一般的に申しまして規定した

宗教團体法につきましても、かかる

意味から離脱するという關係と、一面におきましては教宗派、教團の包括團

体に対しましては多くの場合に宗会或いは総会、或いは諮問、監査その他の機会がございまして、むしろそれ以上の行為ができません。従つて一般的な監督と申しますか、そういう手続を経た上でなければかかる処分その他の方へ行はれません。従つて一般的な監督の場合はこれを除くという趣旨です。

○高橋道男君 只今の御趣旨だと、この法律において規定して置かなくても包括団体において規定されるから、その心配がないという意味ですね。

○政府委員(篠原義雄君) 結論を申上げればその通りでございます。

○委員長(堀越儀郎君) ほかにございませんか。二十四條。

〔説明員荻野勉君朗讀〕
(行急の無効)

第二十四条 宗教法人の境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物について、前條の規定に違反してきた行為は、無効とする。但し、善意の相手方又は第三者に対しては、その無効をもつて対抗することができない。

○委員長(堀越儀郎君) 二十五條。
(説明員荻野勉君朗讀)
(財産目録等の作成及び備附)

第二十五条 宗教法人は、その設立(合併による設立を含む。)の時及び毎会計年度終了後三月以内に、財産目録を作成しなければならない。

2 宗教法人の事務所には、常に左に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一 規則及び認証書

二 役員名簿

三 財産目録及び貸借対照表又は収支計算書を作成している場合

四 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務處理簿

係からしております。従つてこれを明らかにしようと、こういう趣旨であります。

○梅原眞隆君 わかりました。

○委員長(堀越儀郎君) 第四章第二十一条。

〔説明員荻野勉君朗讀〕
(規則の変更の手続)

○大谷寧潤君 備附帳簿として法定外書類

○政府委員(篠原義雄君) 規則中にそ限の規定とか、或いは財産管理の関係として、檀信徒の関係が生ずるという関連からその規定が必要とするならば定めていいかと存じます。必ずそなればならない。或いは開通のないのに定めるというのは、或いは行過ぎじやないかと考えております。

○政府委員(篠原義雄君) 規則中にそれが役職員の関係とか、或いは職務権限の規定とか、或いは財産管理の関係として、檀信徒の関係が生ずるといふ規定とか、或いは被包括関係といふを含んでおると想うのですが、少々こ

う場合には、その事業に関する事務の手続をし、その規則の変更に依りその変更のための手続きをし、その旨をその包括する院の規則中に規定することができますか。

○政府委員(篠原義雄君) 規則中にそなればならない。或いは開通のないのに定めるというのは、或いは行過ぎじやないかと考えております。

○梅原眞隆君 「財産目録及び貸借対照表又は収支計算書を作成している場合には、これらの書類」というのはどういうわけですか。

○政府委員(篠原義雄君) 第三号の財産目録は必ず備附けなければならぬ。併し、及び以下の貸借対照表又は収支計算書を作成している、この「場合」

というの、宗教法人は公益事業その他の事業を行ない得ます。従つてそういった収益等の伴う事業を行う場合におきましては、現在におきましては租税法上の関係から必ず貸借対照表又は収支計算書を備附けなければならない。

3 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しないものとする。宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しなら

うとする場合には前項の規定によるとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止します。その宗教自由からは分派或いは脱退等の根柢をここに明らかにしようとする宗教團体に対しその旨を通知しなければならない。

○梅原眞隆君 本條に規定する宗教法人は、この包括團体からの分離、分派通知することができる。

○高橋道男君 本條に規定する宗教法人の所轄廳及び文部大臣に通知することができる。宗教團体の所轄廳及び文部大臣に通知させる。そういつた意味の承認を得るとか、或いは宗派のほうに一定の場合においては所轄廳及び文部大臣に通知させる。その宗派のほうの規定をこの二十六條において用意しが前三項の規定に違反すると認められたときは、その旨をその包括する

○高橋道男君 そういう点から止められない規定でしようか。

○政府委員(篠原義雄君) 二十六條第一項の後段におきまして、今高橋委員

のところにありますように分派離脱に関する規定の規定によることを要しないものとする。宗教法人は、被包括関係の設定がある場合でも、その権限に關係が一定の権限を有する旨の規定がある場合でも、その権限に関する規定の規定によることを要しないものとする。

2 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第二十七條の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に對し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しならぬ。併しながら現行の宗教法人令が、解釈において、かかる宗教自由のためにする分派離脱の問題は、規則において仮に定められる、官庁の承認等がありました場合に、現行の宗教法人令が、解釈において、かかる宗教自由のためにする分派離脱の問題は、規則において仮に定められることには第二十七條の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に對し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

一 規則及び認証書

まして、その宗教自由からは分派或いは脱退等の根柢をここに明らかにし、現行宗教法人令の不備を補正する

と共に、なおかつこれに伴ういわゆる秩序維持を守る、又はそういう紳士的な意味合いから或いは宗派のほうに

その旨を通知する、或いは新らしく他たときは、その旨をその包括する

宗教團体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続

が前三項の規定に違反すると認められたときは、その旨をその包括する

宗教法人の所轄廳及び文部大臣に通知することができる。

○高橋道男君 これは宗教の自由を認めめたのだから仕方はないでしよう。

○梅原眞隆君 これは宗教の自由を認めめたのだから仕方はないでしよう。

○高橋道男君 そういう点から止められない規定でしようか。

○政府委員(篠原義雄君) 二十六條第一項の後段におきまして、今高橋委員

のおつしやるような分派離脱に関する法的根柢をこれによりまして規定した次第でございますが、現行の宗教法人令の第六條の解釈におきまして同趣旨の解釈をとつておる次第であります。而してその理由とするところは、根本におきまして宗教自由という面からそれが出ておるのであります。併しながら現行の宗教法人令が、解釈において、かかる宗教自由のためにする分派離脱の問題は、規則において仮に定められることには第二十七條の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に對し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

○委員長(堀越儀郎君) 二十六條ありますか……。では二十七條。

〔説明員荻野勉君朗讀〕

〔規則の変更の認証の申請〕
第三條第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその

二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄廳に提出し、その認証

を申請しなければならない。

一 規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類

二 規則の変更が被包括関係の設定に係る場合には、前條第二項の規定による公報をし、及び同條第三項の規定による承認を受けたことを証する書類。

三 規則の変更が被包括関係の廃止に係る場合には、前條第二項の規定による公報及び同條第三項の規定による通知をしたことと証する書類。

○委員長(堀越儀郎君) 二十八條。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の認証)	第二十八條 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四條第一項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならない。
2 第十七條の規定は、前項において準用する第十六條第二項第三号の規定による認証による事項を示す書類」と読み替えるものとする。	2 第十七條の規定は、前項において準用する第十六條第二項第三号の規定による認証による事項を示す書類」と読み替えるものとする。

○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の時期)	第三十條 宗教法人の規則の変更是、当該規則の変更に関する認証の交付に因つてその効力を生ずる。
○委員長(堀越儀郎君) 二十九條。 〔説明員荻野勉君朗読〕	二 その変更の手続が第二十六條の規定に従つてなされていること。

事務局側	常任委員	会専門員	石丸 敬次君	高橋 道男君	この登記との関係です が、第三十條の規則の変更に限つては 認証によつてその効力が生ずるのであ つて、それ以外は公報しなければ効力 を生じない、そういうことですか。
○政府委員(藤原義雄君) その通りで す。	○委員長(堀越儀郎君) それでは逐條 審議は第四章第三十一條まで終了いた しました。次回は第五章第三十二條よ り始めることにいたします。	○委員長(堀越儀郎君) 本日はこれを以て散会いたします。	○委員長(堀越儀郎君) 午後五時二十九分散会	○委員長(堀越儀郎君) 出席者は左の通り。	○委員長(堀越儀郎君) 委員長 理事 堀越 儀郎君
○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	第三十一條 合併に伴う場合の特例	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)
○委員長(堀越儀郎君) 二十九條。 〔説明員荻野勉君朗読〕	二 その変更の手続が第二十六條の規定に従つてなされていること。	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)
○委員長(堀越儀郎君) 二十九條。 〔説明員荻野勉君朗読〕	二 その変更の手続が第二十六條の規定に従つてなされていること。	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)

○委員長(堀越儀郎君) 三十條、三十 一条。 〔説明員荻野勉君朗読〕 (規則の変更の特例)	第三十一條 合併に伴い合併後存続する宗教法人が規則を変更する場合においては、当該規則の変更に因つてその効力を生ずる。
--	--

昭和二十六年四月十一日印刷

昭和二十六年四月十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所